

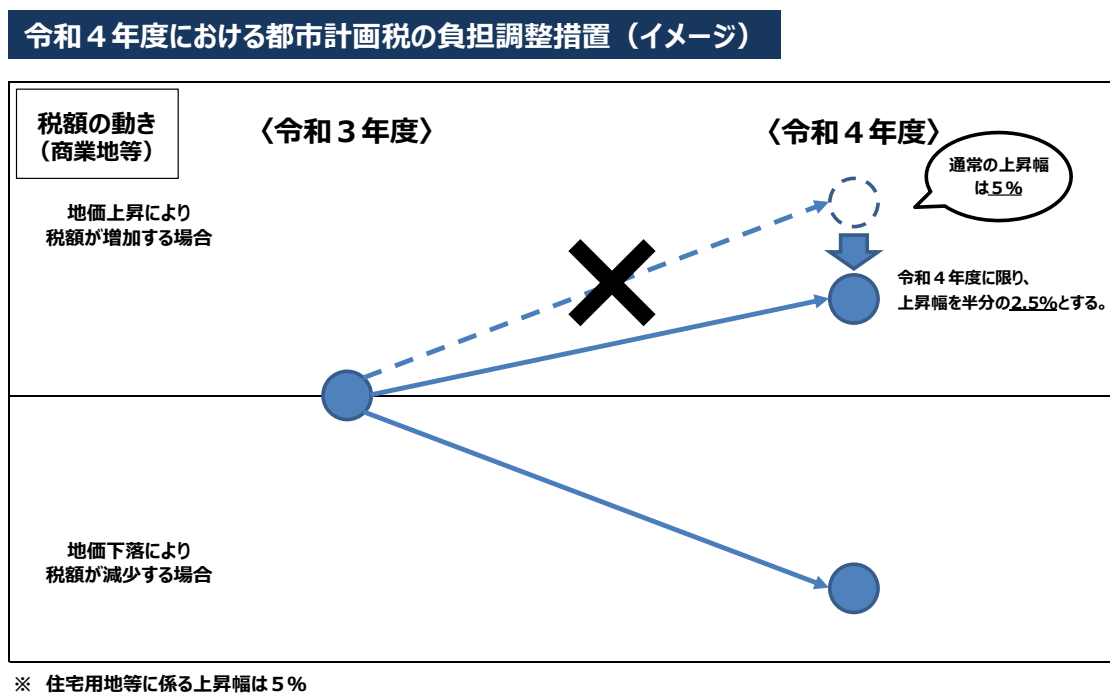
【地方税法等の一部を改正する法律により令和4年4月1日施行を予定している船橋市都市計画税条例の内容】

都市計画税

① 商業地等に係る課税標準額の上昇幅を半減

(船橋市都市計画税条例附則第5項)

景気回復に万全を期すため、土地に係る都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（現行5%）とする。



② その他規定の整備

(船橋市都市計画税条例附則第2項、第3項、第16項)

地方税法等の改正（項ずれ）による規定の整備